

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ、ノロウイルス感染症の就業制限期間について

- 新型コロナウイルス感染症
 - 発症後 **5日間**
 - 発症後10日間はマスク着用を推奨
 - 濃厚接触者の就業制限は不要
- 季節性インフルエンザ
 - 発症後 **5日間**
- 嘔吐・下痢症
 - 嘔吐・下痢の消失から**48時間まで**

